

# モルガン・スタンレー保証付 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー 2027年8月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動3段デジタルクーポン 円建社債

申込期間：2022年8月23日(火)～2022年8月30日(火)

## ■ 年利率(税引前)

当初 約3カ月間

1.00～5.20% (仮条件※)

以降 4年9カ月間

すべての対象株価指数の評価価格  $\geq$  トリガー価格 の場合

ハイクーポン

7.00%



ハイクーポンが発生する場合、本債券は償還されますので複数回得られることはありません。

すべての対象株価指数の評価価格  $\geq$  基準価格 かつ  
いずれか又はすべての対象株価指数の評価価格  $<$  トリガー価格 の場合

ミドルクーポン

1.00～5.20% (仮条件※)

いずれか又はすべての対象株価指数の評価価格  $<$  基準価格 の場合

ロークーポン

0.10%

※2022年8月22日までに決定される予定の上記未定の利率は、仮条件の範囲外となる場合があります。

■ 期間 約5年 最短の場合、約6カ月で期限前償還される場合があります。

## <本債券の特徴>

- 複数の対象株価指数の変動リスクを取ることで、一般的な同期間の固定利付債と比較して、相対的に高い金利を享受できる可能性があります。ただし、複数の対象株価指数の変動を受け損失が生じる場合があります。
  - 複数の対象株価指数の動向により、満期償還日より前に期限前償還される場合があります。
- ※利率及び償還については、中面をご参照ください。

## <売出要項>

|        |   |       |                 |
|--------|---|-------|-----------------|
| 発行者    | モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー  |       |                 |
| 発行日    | 2022年8月30日 ※利息起算日：2022年8月31日  |       |                 |
| 受渡期日   | 2022年8月31日  | 条件設定日 | 2022年8月31日      |
| 対象株価指数 | 日経平均株価、S&P500   |       |                 |
| 利払日    | 初 回：2022年11月16日<br>2回目以降：毎年2月、5月、8月、11月の各16日(年4回)   |       |                 |
| 償還日    | 満期償還日：2027年8月16日<br>期限前償還日：2023年2月16日から2027年5月16日までの各利払日  |       |                 |
| 売出価格   | 額面金額の100%   | 申込単位  | 100万円以上、100万円単位 |
| 格付*    | A- (S&P) A1 (Moody's)<br>長期発行者格付(2022年7月26日現在)<br>*格付について<br>・本格付は、今後見直しが行われる可能性があります。<br>・本格付は、金融商品取引法第66条の27の規定に基づく信用格付業者としての登録をしていない格付業者が付与した格付です。 |       |                 |

- 基準価格…… 当初価格の80% \*0.01未満を四捨五入
- 当初価格…… 条件設定日における各対象株価指数終値
- トリガー価格…… P.3「トリガー価格表」をご参照ください。
- 共通取引所営業日…… すべての対象株価指数につき取引所営業日である日
- 評価価格…… 評価日における各対象株価指数終値
- 評価日…… 2023年2月以降の各利払日の10共通取引所営業日前の日
- ノックイン価格…… 当初価格の50% \*0.01未満を四捨五入

—「主なりリスク」及び「ご投資にあたっての留意点」を必ずご確認ください。—

oFG おきなわフィナンシャルグループ



おきぎん証券株式会社 金融商品取引業者 沖縄総合事務局長(金商)第1号  
加入協会：日本証券業協会

## 利率について

### 【初回利払日】

- 初回利払日には、(未定※)%の固定利率が適用されます。

### 【2回目以降の利払日】

- 各対象株価指数の評価価格の水準により、下記の利率が適用されます。
  - ① すべての対象株価指数の評価価格がトリガー価格以上であった場合は7.00% (ハイクーポン)
  - ② すべての対象株価指数の評価価格が基準価格以上、かついずれか又はすべての対象株価指数の評価価格がトリガー価格未満であった場合は(未定※)% (ミドルクーポン)
  - ③ いずれか又はすべての対象株価指数の評価価格が基準価格未満であった場合は0.10% (ロークーポン)

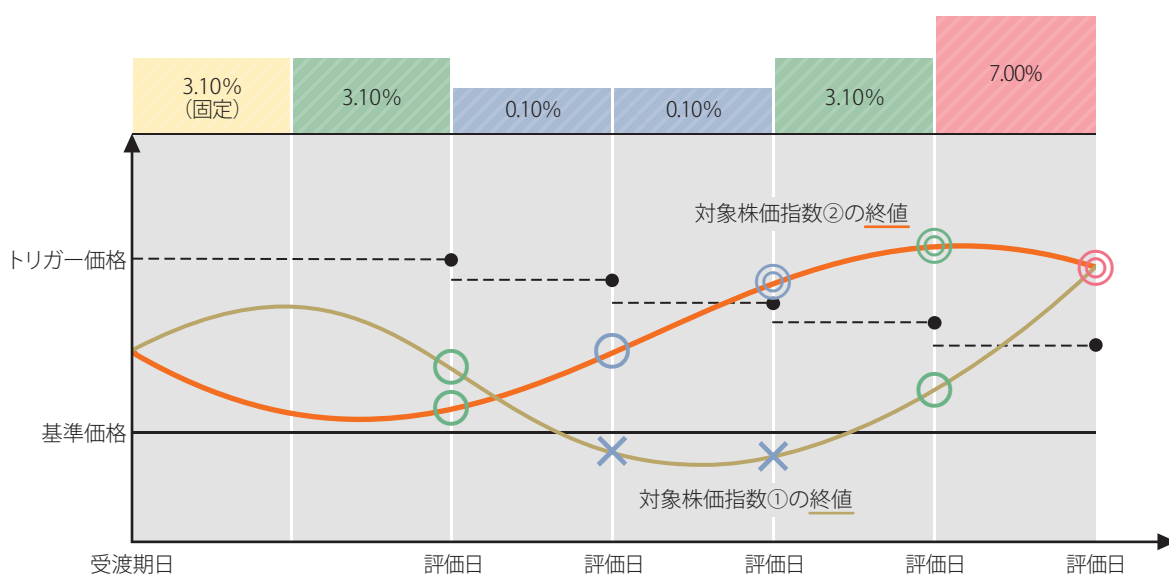
|                     |                    | 対象株価指数②の評価価格の水準 |                    |        |
|---------------------|--------------------|-----------------|--------------------|--------|
|                     |                    | トリガー価格以上        | 基準価格以上<br>トリガー価格未満 | 基準価格未満 |
| 対象株価指数①の<br>評価価格の水準 | トリガー価格以上           | 7.00%           | (未定※)%             | 0.10%  |
|                     | 基準価格以上<br>トリガー価格未満 | (未定※)%          | (未定※)%             | 0.10%  |
|                     | 基準価格未満             | 0.10%           | 0.10%              | 0.10%  |

※上記未定の利率の仮条件は、1.00～5.20%です。最終的に決定される上記未定の利率は、仮条件の範囲外となることがあります。

### ■評価価格と利率のイメージ図

[仮定条件] 利率 初回 3.10%、2回目以降 ミドルクーポン 3.10%

◎: 評価価格 ≥ トリガー価格の場合  
○: 基準価格 ≤ 評価価格 < トリガー価格の場合  
×: 評価価格 < 基準価格の場合



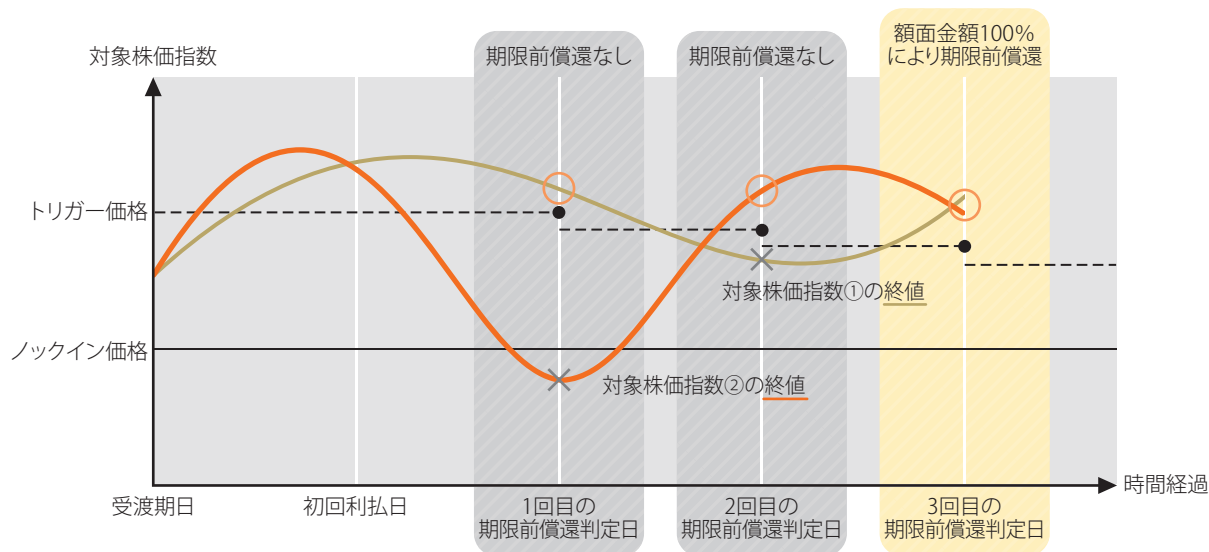
! ハイクーポンは、初回利払日を除く各利払日(満期償還日を含む)に発生する可能性があります。ただし、満期償還日前にハイクーポンが発生する場合、期限前償還も同時に決定されます。そのため、ハイクーポンを複数回得られることはありません。

## 期限前償還について

最短の場合、約6ヵ月で期限前償還されます。

- いずれかの期限前償還判定日において、すべての対象株価指数終値が、各対象株価指数のトリガー価格以上の場合、本債券はその直後の期限前償還日に額面金額の100%で期限前償還されます。
- 観察期間中において、いずれか又はすべての対象株価指数（ザラ場を含みます）が各対象株価指数のノックイン価格以下になったとしても、上記事由が発生した場合、本債券はその直後の期限前償還日に期限前償還されます。

○:対象株価指数終値 $\geq$ トリガー価格の場合  
×:対象株価指数終値 $<$ トリガー価格の場合



期限前償還判定日 …… 各期限前償還日の10共通取引所営業日前の日

### <トリガー価格表>

- トリガー価格は以下の計算式により算出されます(0.01未満を四捨五入)。

| 利払日         | トリガー価格             |
|-------------|--------------------|
| 2023年 2月16日 | 当初価格 $\times$ 105% |
| 2023年 5月16日 | 当初価格 $\times$ 104% |
| 2023年 8月16日 | 当初価格 $\times$ 103% |
| 2023年11月16日 | 当初価格 $\times$ 102% |
| 2024年 2月16日 | 当初価格 $\times$ 101% |
| 2024年 5月16日 | 当初価格 $\times$ 100% |
| 2024年 8月16日 | 当初価格 $\times$ 99%  |
| 2024年11月16日 | 当初価格 $\times$ 98%  |
| 2025年 2月16日 | 当初価格 $\times$ 97%  |
| 2025年 5月16日 | 当初価格 $\times$ 96%  |
| 2025年 8月16日 | 当初価格 $\times$ 95%  |
| 2025年11月16日 | 当初価格 $\times$ 94%  |
| 2026年 2月16日 | 当初価格 $\times$ 93%  |
| 2026年 5月16日 | 当初価格 $\times$ 92%  |
| 2026年 8月16日 | 当初価格 $\times$ 91%  |
| 2026年11月16日 | 当初価格 $\times$ 90%  |
| 2027年 2月16日 | 当初価格 $\times$ 89%  |
| 2027年 5月16日 | 当初価格 $\times$ 88%  |
| 2027年 8月16日 | 当初価格 $\times$ 87%  |

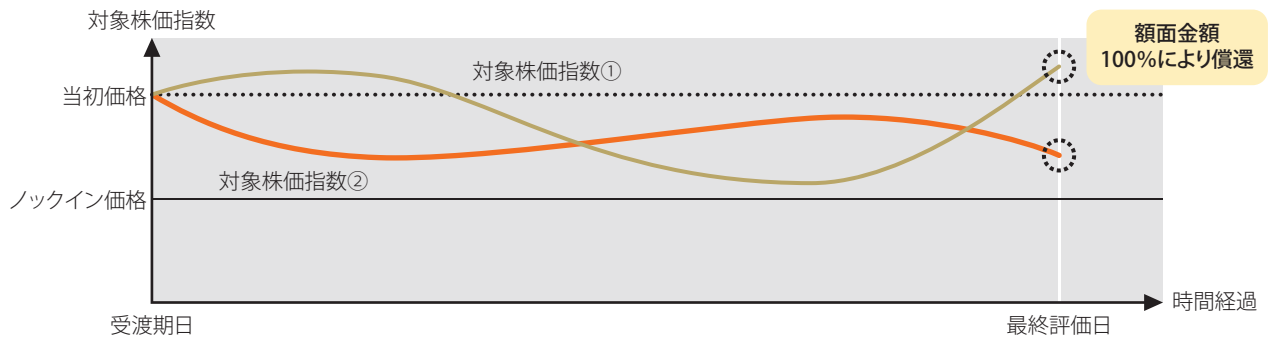
## 満期償還について

期限前償還されなかった場合、下記のいずれかの方法により満期償還日に償還されます。

### 【ケース①】

観察期間中において、すべての対象株価指数（ザラ場を含みます）が、各対象株価指数のノックイン価格を常に上回っていた場合

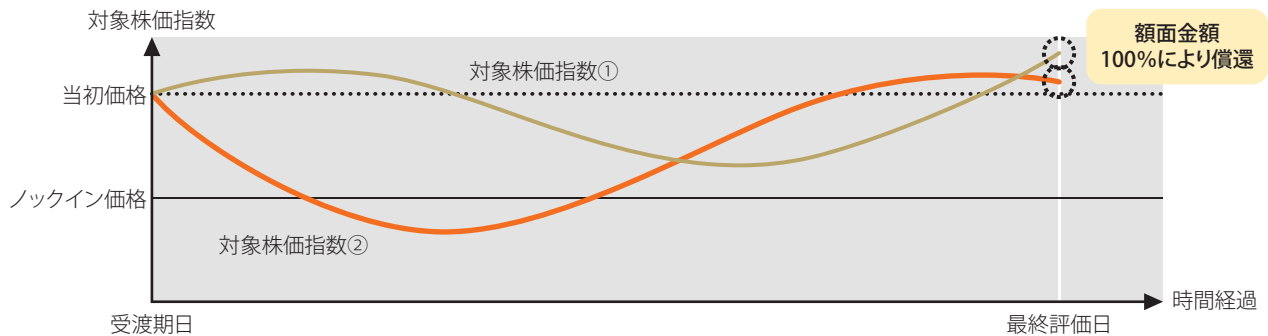
⇒本債券は、額面金額の100%により償還されます。



### 【ケース②】

観察期間中において、いずれか又はすべての対象株価指数（ザラ場を含みます）が一度でも各対象株価指数のノックイン価格以下になり、かつ、すべての対象株価指数の最終評価価格が各対象株価指数の当初価格以上の場合

⇒本債券は、額面金額の100%により償還されます。



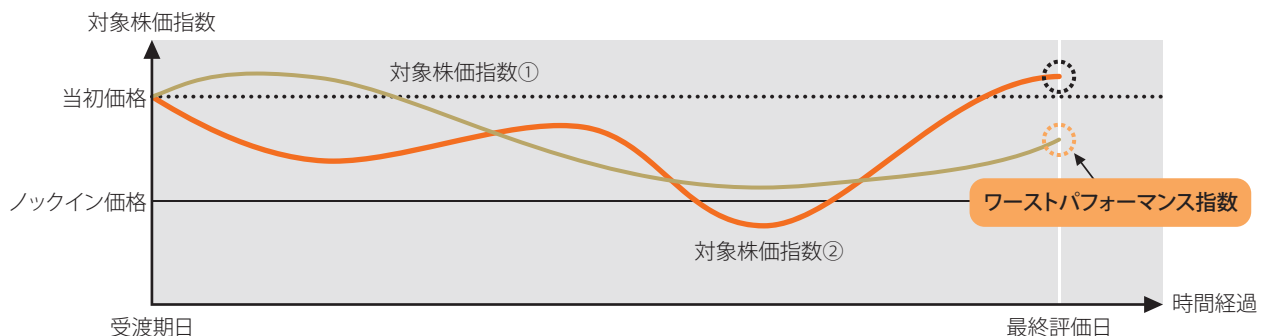
### 【ケース③】

観察期間中において、いずれか又はすべての対象株価指数（ザラ場を含みます）が一度でも各対象株価指数のノックイン価格以下になり、かつ、いずれか又はすべての対象株価指数の最終評価価格が各対象株価指数の当初価格未満の場合 ⇒本債券は、以下の計算式で算出された金額により償還されます。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{ワーストパフォーマンス指数の最終評価価格}}{\text{ワーストパフォーマンス指数の当初価格}} \text{により償還}$$

(1円未満を四捨五入)

！ 償還金額は額面金額を下回ります。  
ノックイン価格以下となった指数と、満期償還金額の算出に使用されるワーストパフォーマンス指数は異なる場合があります。



ワーストパフォーマンス指数 …… 対象株価指数のうち、「最終評価価格 ÷ 当初価格」の値が最も低い指数

観 察 期 間 …… 条件設定日の翌取引所営業日から最終評価日までの期間

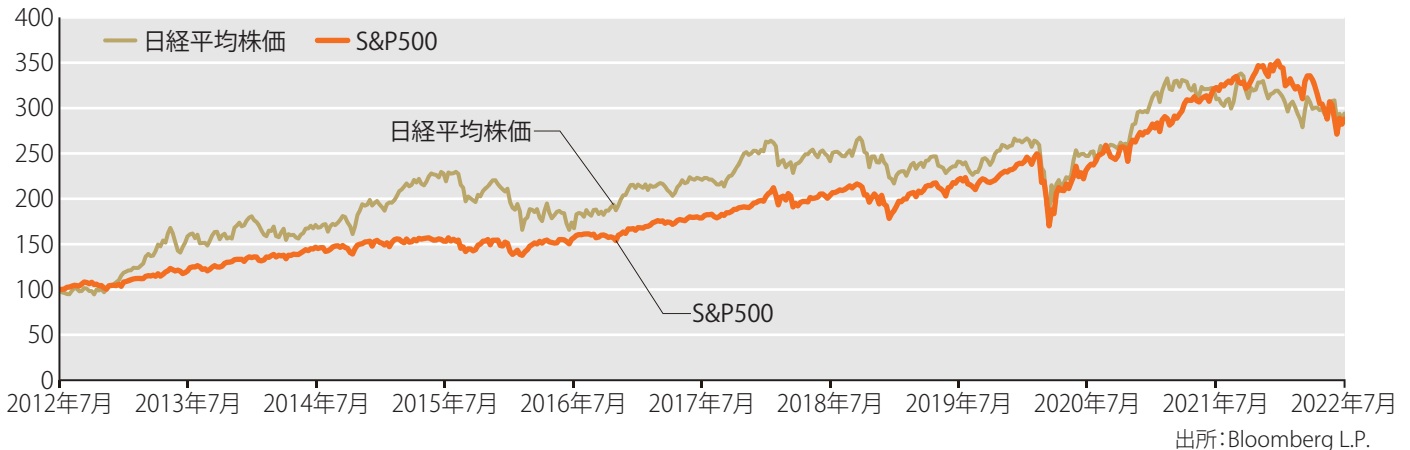
最 終 評 価 日 …… 満期償還日の10共通取引所営業日前の日

最 終 評 価 価 格 …… 最終評価日における各対象株価指数終値

## 参照指数について

### ●対象株価指数の推移

<直近10年間> (2012年7月を100とした場合)



#### ●S&P500とは

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社によって算出されており、米国株式市場のパフォーマンスを表す主要ベンチマークの1つとして、世界的に広く認識されています。ニューヨーク証券取引所やNASDAQに上場している普通株式等米国の主要産業の主要企業をカバーする500銘柄で構成されています。1941年から1943年の平均を10とし、時価総額加重平均で算出されます。

(2022年6月30日現在)

| 指数採用銘柄(ウエイト上位10銘柄) | 業種          |
|--------------------|-------------|
| アップル               | 通信機器        |
| マイクロソフト            | インフラ・ソフトウェア |
| アマゾン               | Eコマース       |
| アルファベットA株          | インターネットメディア |
| アルファベットC株          | インターネットメディア |
| テスラ                | 自動車         |
| パークシャー・ハサウェーB株     | 損害保険        |
| ユナイテッドヘルス・グループ     | ヘルスケア       |
| ジョンソン・エンド・ジョンソン    | 製薬          |
| エヌビディア             | 半導体         |

出所: S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社のデータをもとに作成

※「日経平均株価」(日経平均)に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は本商品を保証するものではなく、本商品について一切の責任を負いません。

※Standard & Poor's®、S&P®、S&P500®、Standard & Poor's 500及び500は、マグロウヒル・カンパニーズの登録商標であり、モルガン・スタンレーに対して利用許諾が与えられています。本債券は、S&Pによって支持、保証、販売又は販売促進されるものではなく、S&Pはかかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行いません。

(注) マグロウヒル・カンパニーズは、本書面作成日現在、S&Pグローバルに社名が変更されております。

## 発行者概要

モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー(以下「MSFL」といいます)は、モルガン・スタンレー(以下「MS」といいます)によって直接的に所有されている子会社であり、主な事業活動は、有価証券を発行することです。MSFLの発行する有価証券は、いずれもMSの保証の付された社債その他の負債性証券です。MSFLは、かかる有価証券の発行により調達した資金により、MSに対するグループ内貸付けを行っており、MSはかかる貸付金を一般事業資金に使用しています。MSは、各子会社及び関連会社を通じて政府機関、金融機関及び個人向けに助言ならびに資本のオリジネーション、取引、運用及び分配を行うグローバルな金融サービス会社です。

出所: 有価証券報告書(2021年12月期)

※上記発行者概要は公開情報に基づき作成されておりますが、内容の確実性あるいは完全性を保証するものではありません。

また、本資料に記載された情報は今後通知なく変更される場合があります。

本書面に記載されたシミュレーションの内容、図表及びグラフは過去データや仮定条件に基づくものであり、将来の投資結果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。

## 想定損失額について

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標等(以下、「対象金融指標等」といいます)のヒストリカルデータに基づく、最悪シナリオを想定した本債券の想定損失額のシミュレーションです。

本シミュレーションは試算日(2022年7月15日)の市場環境に基づく簡易な手法により試算したものであり、将来の実際における損失額を示すものではありません。

### 対象金融指標等

- 日経平均株価
- S&P500
- 円金利
- 発行体の信用スプレッド

### 試算の前提となるヒストリカルデータ

- 【対象株価指数の最大下落率】

| 対象株価指数 | 最大下落率* | 観測期間      |            |
|--------|--------|-----------|------------|
|        |        | 開始日       | 終了日        |
| 日経平均株価 | 64%    | 1990年4月1日 | 2022年6月30日 |
| S&P500 | 58%    | 1990年4月1日 | 2022年6月30日 |

※観測期間における、各取引日を起算日とした5年間の期中下落率のうち、最大のもの

- 【「期中の想定損失額」の算出にあたって考慮されるその他の参照指標の最大変動幅等】

| 金融指標 | 最大変動幅* | 観測期間      |            |
|------|--------|-----------|------------|
|      |        | 開始日       | 終了日        |
| 円金利  | 0.78%  | 2009年8月6日 | 2022年6月30日 |

※観測期間における、5年物円スワップレートの5年間の最大変動幅

| 金融指標        | 最大値*    | 観測期間      |            |
|-------------|---------|-----------|------------|
|             |         | 開始日       | 終了日        |
| 発行体の信用スプレッド | +15.08% | 2005年4月1日 | 2022年6月30日 |

※2008年10月\*における、発行体の既発行債券の利回りと米ドルスワップレートの利回り格差

※観測期間における、CDS(クレジットデフォルトスワップ)市場での発行体の保証料が最も上昇した時期。

CDSとはデリバティブ取引の一種で、一定の国や企業の信用リスクに対する保険の役割を果たす契約の取引。

(注)発行体の既発行債券の利回り及びCDS(保証料)のデータを入手できないため、発行体の親会社であるモルガン・スタンレーのデータにて代替しています。

(出所: Bloomberg L.P.)

### 満期償還時の想定損失額

- 対象株価指数のうち、ヒストリカルデータで最大下落率の最も大きい日経平均株価が本債券の満期償還時にワーストパフォーマンス指数と判定され、かつ、日経平均株価が上記ヒストリカルデータと同様に下落した場合の、満期償還時における想定損失額は以下の通りです。

|             |     |
|-------------|-----|
| 額面に対する想定損失額 | 64% |
|-------------|-----|

### 期中の想定損失額

- 下記の仮定条件に基づき、本債券の発行直後においてすべての対象株価指数が最大下落率の最も大きい日経平均株価のヒストリカルデータと同様に下落し、かつその他の参照指標が上記ヒストリカルデータと同様に変動した場合の、期中の想定損失額は以下の通りです。

[仮定条件] ・ 利率 初回:3.10% 2回目以降:ハイクーポン 7.00% ミドルクーポン 3.10% ロークーポン 0.10%  
 ・ 観察期間中に対象株価指数が一度でもノックイン価格以下となる

|             |     |
|-------------|-----|
| 額面に対する想定損失額 | 73% |
|-------------|-----|

### ご留意事項

- 前提とするヒストリカルデータを上回る市場変化が生じた場合等には、上記の想定損失額を超える損失が発生する可能性があります。
- 発行者(含、保証会社等)のデフォルト等、市場環境次第では、上記の想定損失額に関わらず、投資額のほぼ全額を毀損する可能性があります。
- 本債券に関する流通市場は形成されておらず、また将来形成される予定もないため、中途売却できる保証はありません。
- 中途売却時における実際の売却価格は、売却時における本債券の流動性及び残存期間の利回り水準等も影響するため、算出することができません。本試算では、期中の想定損失額については受取利息を考慮した上で、対象金融指標等が上記ヒストリカルデータと同様に変動し、かつ発行直後に売却することを前提とした場合の理論値を算出しています。実際に売却する際には、試算した想定損失額を上回る損失が生じる可能性があります。

## 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

以下は、同法に基づいた無登録格付業者に関する説明です。

### 1. 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### 2. 無登録の格付会社の例について

格付情報を付与している格付会社のうち、下記の格付会社グループは金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けておりません。

#### 【S&Pグローバル・レーティング】

- 格付会社グループの呼称について  
S&Pグローバル・レーティング
- 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号  
同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。  
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)
- 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について  
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.spglobal.co.jp/ratings>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.spglobal.co.jp/unregistered>)に掲載されております。
- 信用格付の前提、意義及び限界について  
S&Pグローバル・レーティングの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却又は保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。  
信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。  
S&Pグローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質及び量の情報が備わっていると考えられる場合のみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pグローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンス又は独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

#### 【ムーディーズ】

- 格付会社グループの呼称について  
ムーディーズ・インベスターズ・サービス
- 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号  
同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。  
ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)
- 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について  
ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ([https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)))

の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

- 信用格付の前提、意義及び限界について  
ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下、「ムーディーズ」といいます。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。  
ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

#### 【フィッチ・レーティングス】

- 格付会社グループの呼称について  
フィッチ・レーティングス
- 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号  
同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。  
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)
- 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について  
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/ja>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。
- 信用格付の前提、意義及び限界について  
フィッチ・レーティングス(以下、「フィッチ」といいます。)の格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自身が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。  
フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。  
信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2022年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以上

## 主なリスク

- いずれか又はすべての対象株価指数が観察期間中にノックイン価格以下となった場合、満期償還金額が投資元本を割り込むことがあります。
- 本債券の価格は、対象株価指数の下落、市場金利の上昇、対象株価指数の予想変動率の上昇等により、購入価格を下回り損失が生じるおそれがあります。
- 本債券は、発行者又は保証会社等の信用状況に変化が生じた場合、本債券の市場価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 本債券に関する流通市場は確立されていないため、中途売却できない可能性及び購入価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。
- 本債券の利率は、初回の利払日については固定利率が適用されますが、それ以降の各利払日については、対象株価指数の評価価格の水準に応じて変動します。
- 本債券が期限前償還され、再投資を行う場合、市場実勢によっては再投資運用利回りが低下することがあります。また、期限前償還された場合には、期限前償還日以降の利息は生じません。

## ご投資にあたっての留意点

- 本債券は預金ではなく、元本・利回りは保証されていません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- お申し込みにあたっては「仕組債の取引に係るご注意」「契約締結前交付書面」「本債券の想定損失額について」及び「目論見書」等をよくお読みいただいた上で、ご投資の最終決定はお客さまご自身にてなされるようお願いいたします。
- 本債券をご購入される場合には、外国証券取引口座の設定が必要となります。「外国証券取引口座約款」を必ずお受け取りください。
- 本債券をご購入される場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 販売会社によって申込単位が異なる場合があります。
- 販売額には限りがありますので、売切れの際はご容赦ください。また、市場環境の変化その他の理由により、販売が中止となる可能性があります。
- 本債券に関する価格情報については、販売会社までお問い合わせください。
- 利金・償還金のお支払いは各利払日・償還日の翌営業日以降となる場合があります。
- 個人のお客さまの場合、利子所得、売却損益及び償還差損益は申告分離課税の対象となります。本債券の課税上の取扱いについては必ずしも明確ではなく、上記と異なる可能性があります。詳しくは税理士等の専門家にお問い合わせください。

— お申し込みにあたっては、必ず契約締結前交付書面及び目論見書等をご覧ください。—

お問い合わせは…

**【連絡先】 本店 098-862-6125**